東京都市計画地区計画の変更(東京都決定)(案) 都市計画臨海副都心青海地区地区計画を次のように変更する。

1=	15111111111111111111111111111111111111	と地区計画を次のように変更する。 □
	名 称	臨海副都心青海地区地区計画
	位置	江東区青海一丁目、青海二丁目及び品川区東八潮各地内
	面積	約 117 ha
	地区計画の目標	臨海副都心のシンボルとなる副都心広場を中心に、にぎわいと集客力のある交流エリアとして、業務・商業機能を中心とした「観光・交流を中心としたまち」の形成を図る。テレコムセンターや国際研究交流大学村等を中心として研究開発や産業創生に関する施設を誘導するとともに、これらの機能に関連する機能も誘導し「研究開発・産業創生のまち」の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	(1) 道路の整備方針 (1) 広域幹線道路 (2) 地域内幹線道路 (2) 地域内幹線道路 (3) 地区内道路 (3) 地区内道路 (4) 本地区の各施設に対するサービス動線を確保するため、本地区を貫通する道路及び地区間連絡道路を整備するとともに、地域内幹線道路と広域幹線道路との適切な接続を確保する。 (3) 地区内道路 (5) 鉄道等の整備方針 (6) というでは、地域内幹線道路と広域幹線道路との適切な接続を確保する。本地区の各施設に対するサービス動線を確保するとともに、シンボルブロムナードの補完的役割を果たす歩行者空間を確保するため、開発ボリューム等に応じた適切な規模の地区内道路を配置し、整備を行う。 (2) 鉄道等の整備方針 (6) というでは、地域内幹線道路との適切な接続を確保する。本地区の各施設に対するサービス動線を確保するとともに、シンボルブロムナードの補完的役割を果たす歩行者空間を確保するため、開発ボリューム等に応じた適切な規模の地区内道路を配置し、整備を行う。 (3) 駐車場の整備方針 利用者の利便性を高め、路上駐車を極力排除するため、青海交通ターミナル付近に公共駐車場を整備するほか、各建築物においても景観等に配慮した上で地下部分を中心に荷さばきスペース、駐車スペースを確保する。公園の整備方針海に面して路海副都心の基幹的な公園を整備するとともに、就業者、居住者及び来訪者が気軽に利用できる公園を地区内に整備する。また、建築物等の敷地を利用した公開性をもった空地を確保し、公園と一体となったアメニティ軸を形成する。下水道の整備方針下水排除方式は分流式とし、管きよは共同溝に収容する。 (5) 広場の整備方針 (6) 広場の整備方針 (7) 本では、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、い

	公共施設等の整備の方針	⑦ その他の供給処理施設等の整備方針 臨海副都心における安全で安定した供給処理基盤の整備のため、シンボルプロムナードや幹線道路等の地下部 分に共同溝を整備し、その中に上水道、下水道、電力、ガス、ごみ収集、地域冷暖房、通信等の供給管を収容す る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	① 質の高い業務床を提供するため、敷地規模についてはおおむねり。3 ha以上に設定する。 ② 建築物の壁面の位置の制限を定めるなどにより、道路やシンボルブロムナード等の公共空間と一体となった歩行者空間や緑化空間等を確保する。 ③ 各区域の特性に応じて建築物の高さの最高限度を定めるなど、メリハリのある都市空間を形成する。 ④ 魅力ある都市景観を形成するために、ランドマークとなる建築物等を整備するとともに、建築物の形態・意匠については地区全体としての調和を図る。 ⑤ ゆとりとうるおいのある空間を生みだすために、公共の空地と連続した良好な環境を有する広場状、歩道状の空地を敷地内に整備する。 ⑥ 敷地境界では、植栽による良好な都市環境の形成や、敷地双方の一体的な歩行者空間の形成などを図る。 ⑦ 各敷地への自動車によるアクセスは、原則として区画道路から行うこととし、駐車場はできる限り地下又は建築物内に設ける。 ⑧ 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するために、植栽を積極的に行う。 ⑨ シンボルブロムナード沿いの建築物の低層部には、プロムナードと一体のにぎわい空間を演出するために、文化的・公共サービス空間に加え、商業・サービス施設を設ける。 『 容積率:青海地区内の容積率を、以下のように設定する。青海地区北側(青海1区域、青海2区域)東京テレポート駅周辺には、業務・商業の複合した施設を配置、副都心広場周辺は、副都心広場と一体となったにぎわいを醸成する業務・商業施設を配置して、おおむね400~500%とする。青海地区南側(青海3区域)テレコムセンター周辺区域には、1 T 関連業務等の高層・超高層建築物を配置して、おおむね400~600%とする。テレコムセンター周辺を除くウェストプロムナード周辺は研究施設や情報発信施設を配置して、おおむね200~400%とする。青海4区域 都民に開かれたウォーターフロントの公園として、200%とする。

	面積	約117ha
再 開 発 等 促 進 区	土地利用に関する基本方針	本地区を四つの区域に分けて、各々の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現する。  ① 青海地区北側(青海1区域・青海2区域)を一体として広域型の商業施設や業務・商業の複合した施設などを誘導し、「観光・交流を中心としたまち」を形成する。 東京テレポート駅周辺は、交通利便性に優れた特性を生かした業務・商業機能の複合した施設を配置する。 センタープロムナードとウェストプロムナードの交差部に当たる副都心広場周辺は、臨海副都心のシンボルとなるエリアとして副都心広場と一体となったにぎわいを醸成する業務・商業施設を配置する。 ② 青海地区南側(青海3区域)では、テレコムセンターやタイム24ビル等を中心にして情報、マルチメディア等様々なIT関連業務の集積を図り、北側のウェストプロムナード周辺は、国際研究交流大学村を中心として研究施設や情報発信施設の集積を図るとともに、これらの機能に関連する機能を誘導し、「研究開発・産業創生のまち」の形成を図る。 西側海岸部には客船ターミナル・親水護岸を整備し、海上交通と副都心との結節機能と親水機能をあわせもつ空間として整備する。南端の物流機能と接する部分にはグリーンベルトを整備し、当地区の業務環境の保護を図る。 ③ 青海4区域では、船の科学館を中心にした、都民に開かれたウォーターフロントの公園として潮風公園を整備し、親水・緑地ゾーンとする。 ④ 青海地区全域の計画人口は、居住人口約1,000人、就業人口約40,000人とする。
	主要な公共施設の 配 置 及 び 規 模	<ul> <li>① 区画道路1号(幅員約20m、延長約 500m、青海1区域)</li> <li>② 区画道路2号(幅員約20m、延長約 420m、青海3区域)</li> <li>③ 区画道路3号(幅員約20m、延長約 380m、青海3区域)</li> <li>④ 区画道路4号(幅員約20m、延長約 1,040m、青海3区域)</li> <li>⑤ 区画道路7号(幅員約20m、延長約 154m、青海3区域)</li> <li>⑥ 区画道路8号(幅員約20m、延長約 70m、青海3区域)</li> </ul>

		位	置	江東区青海一丁目及	び青海二丁目各地内	]				
		面	積	約51.3ha						
					名 称	幅員	延長	備	考	
	地[	区施設の西	己置及び規模	その他の公共空地	緑地1号	約2m	約70m	新	設	
					緑地2号	約2m	約140m	新	設	
		地区の	地区の名称	青海1区域T2街区		青海22	区域P街区	青海2区	域Q街区	
		区 分	地区の面積	約4.2	2 h a	約4.3 h a		約7.	4 h a	
地区整備計	物等に	建築物等の用途の制限 1 風色の		<ol> <li>風俗営業等の規制の</li> <li>建築基準法別表第</li> </ol>	次の各号に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの					
画	関す	の最	高限度	10分例	3 0	10分の50				
	る事項	の最低限度		1. 5		ただし、ガス事業	4ha 業におけるガバナース る部分については、こ	9 5	5 h a	
	1	壁面の	位置の制限	建築物の外壁又はこ 部分を除く。	これに代わる柱は、	計画図に示す壁面総	象を越えて建築しては	ならない。ただし、タ	歩行者専用デッキの	
			物等の高さ 高限度	110 建築物の高さは、A による。	A. P. からの高さ		)0m A. P. からの高さ	12 建築物の高さは、 による。	0 m A. P. からの高さ	
		建築物等の形態又は色 彩その他の意匠の制限		建築物の外壁又はこ	- まる。					

		地区の	地区の名称	青海2区域R街区	青海3区域A街区	青海3区域B街区			
		区分	地区の面積	約5.9ha	約2.5 h a	約1.8ha			
地	建 築 物	建築物	等の用途の制限	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第2条第6項各号に掲	る店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。 と 掲				
整備	等に関す		英物の容積率 最 高 限 度	10分の50	10分の40	10分の62 ただし、10分の60を超える部分については、下水道中継ポンプ所、地区ガバナの床面積に供するものとする。			
計画	る事項		物の敷地面積 最 低 限 度	2. 0 h a	0.8ha	0.7ha			
	2	壁面	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、 部分を除く。	は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者専用デッキ				
			等物等の高さ 最高限度			110m 建築物の高さは、A. P. からの高さ による。			
			等の形態又は色 他の意匠の制限	│ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色乳	彩は、原則として原色を避けるなど周辺環	<b>環境に配慮した意匠とする。</b>			

		地区の	地区の名称	青海3区域B-1街区	青海3区域C街区	青海3区域C-1街区	
		区分	地区の面積	約1.2 h a	約3.0ha	約1.0ha	
地	建築	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの	_	風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第2条第6項各号に掲 げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す る建築物は、建築してはならない。	
区整	物等に関		勿の容積率 高 限 度	10分の60	10分の65 ただし、10分の60を超える部分につい ては、地域冷暖房施設、地域内供給変電 所の床面積に供するものとする。	10分の40	
備計	するす	建築物の敷地面積 の 最 低 限 度		0. 4 h a 2. 2 h a		0.4ha	
画	事 項 3	壁面の	位置の制限		築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはない。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。		
			勿等の高さ 高 限 度		110m 建築物の高さはA. P. からの高さによる。		
			の形態又は色の意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩	彩は、原則として原色を避けるなど周辺環	<b>環境に配慮した意匠とする。</b>	

		地	ヹの	地区の名称	青海3区域C-2S街区	青海3区域D街区	青海3区域F街区	
		区	分	地区の面積	約1.5ha	約2.1ha	約1.7ha	
地区整	建築物等に関	建築物等の用途の制限			げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は、建築してはならない。 1 事務所 2 店舗又は飲食店 3 アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの4 診療所 5 自動車車庫6 前各号の建築物に付属(住機能を含む。)するもの	等に関する法律第2条第6項各号に掲 げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す	
備計	する			物の容積率 高限度	10分の30	10分の58	10分の45	
画	事 項 4			の敷地面積 低 限 度	0.8ha	0.7ha	0.7ha	
		壁面の位置の制限			建築物の外壁又はこれに代わる柱は、 計画図に示す壁面線を越えて建築しては ならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を越えて建築してにならない。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。		
				勿等の高さ 高限度	70m 建築物の高さは、A.P.からの高さ による。	1 1 0 m 建築物の高さは、A. P. からの高さ による。	60m 建築物の高さは、A. P. からの高さ による。	
		建築物等の形態又は色		建築物の外壁又はこれに代わる柱の色質	彩は、原則として原色を避けるなど周辺環	境に配慮した意匠とする。		

		地区の	地区の名称	青海3区域F1一N街区	青海3区域F-2街区	青海3区域GH-1街区
		区分	地区の面積	約0.8ha	約1.0ha	約1.6ha
地区	建築物等	建築物等	の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は、建築 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化金 る店舗型性風俗特殊営業の用に供する 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げる	風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第2条第6項各号に掲 げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す る建築物は、建築してはならない。	
整	に関		勿の容積率 高 限 度	10分の50 10分の30		10分の20
計	する事		の敷地面積 低 限 度	0. 3	0.7ha	
画	項 5	壁面の	位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、 部分を除く。	計画図に示す壁面線を越えて建築しては	ならない。ただし、歩行者専用デッキの
			勿等の高さ 高 限 度	6 C 建築物の高さは、A.	)m P. からの高さによる。	70m 建築物の高さは、A.P.からの高さ による。
			の形態又は色の意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩	<b>ジは、原則として原色を避けるなど周辺</b> 弱	環境に配慮した意匠とする。

		地区の	地区の名称	青海3区域GH-2街区	青海3区域I街区	青海3区域LM街区	
		区分	地区の面積	約3.2ha	約2.9ha	約5.2ha	
地	建築物	建築物等		風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第2条第6項各号に掲 げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す る建築物は、建築してはならない。	-	等に関する法律第2条第6項各号に掲 げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す	
整	等に	建築物の容積率 の 最 高 限 度		10分の20	10分の30	10分の20	
備	関す	建築物の敷地面積 の 最 低 限 度		0. 3 h a	0.8ha	2. 3 h a	
計画	る 事 項 6	壁面の	位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、 部分を除く。	計画図に示す壁面線を越えて建築しては	ならない。ただし、歩行者専用デッキの	
		建築物等の高さの 最高限度			1 1 0 m 建築物の高さは、A. P. からの高さ による。	100m 建築物の高さは、A.P.からの高 さによる。	
			の形態又は色の意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩	彩は、原則として原色を避けるなど周辺環	環境に配慮した意匠とする。	

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由: 計画的な土地利用転換を図り良好な都市環境を形成するため、地区整備計画の策定に伴い地区計画を変更する。

## 変 更 概 要

	:	名	称	臨海副者	祁心青海地	也区地区計	-画							
	,	位	置	江東区青	<b>青海一丁</b> 目	目、青海二	丁目及び品	川区東八淖	朝各地内					
	事項				旧					新			摘要	
再開発等促進区	土地利用に関する基本方針		応じた近 ① 青海 一位 <u>施記</u> を中 ④ 青海	本地区を4つの区域に分けて、各々の特性に 応じた適切かつ良好な土地利用を実現する。 ① 青海地区北側(青海1区域・青海2区域)を 一体として広域型の商業施設や業務・商業 施設の複合した施設を誘導し、「観光・交流 を中心としたまち」を形成する。 ④ 青海地区全域の計画人口は、居住人口 約1,500人、就業人口約42,000人と する。 本地区を四つの区域に分けて、各々の特性に 応じた適切かつ良好な土地利用を実現する。 ① 青海地区北側(青海1区域・青海2区域)を 一体として広域型の商業施設や業務・商業 の複合した施設などを誘導し、「観光・交流 を中心としたまち」を形成する。 ④ 青海地区全域の計画人口は、居住人口 約1,000人、就業人口約40,000人と する。			する。 (区域) を 務・商業 引光・交流							
	面積		約47.1ha			<u>約51.3ha</u>								
地地	ţ	地区施設の	)配置及び規模	その他 の公共 空地	名称 緑地 一	幅員 約2m 一	延長 約70m —	備考 新設 一	その他 の公共 空地	名称 緑地 <u>1号</u> 緑地2号	幅員 約2m ; 約2m <u>約</u>	延長 約70m り140m	備考 新設 新設	新たな地
区整	建築	地区の	地区の名称		_			青海1区域T2街区			区整備計画の策定に伴			
備	物等に	区分	地区の面積			_			約4.2 h a			う変更		
画	関する事項1	関 する 事 建築物等の用途の制限 項			_			次の各号に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。  1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの			化等に関 店舗型性			

地区整備計画

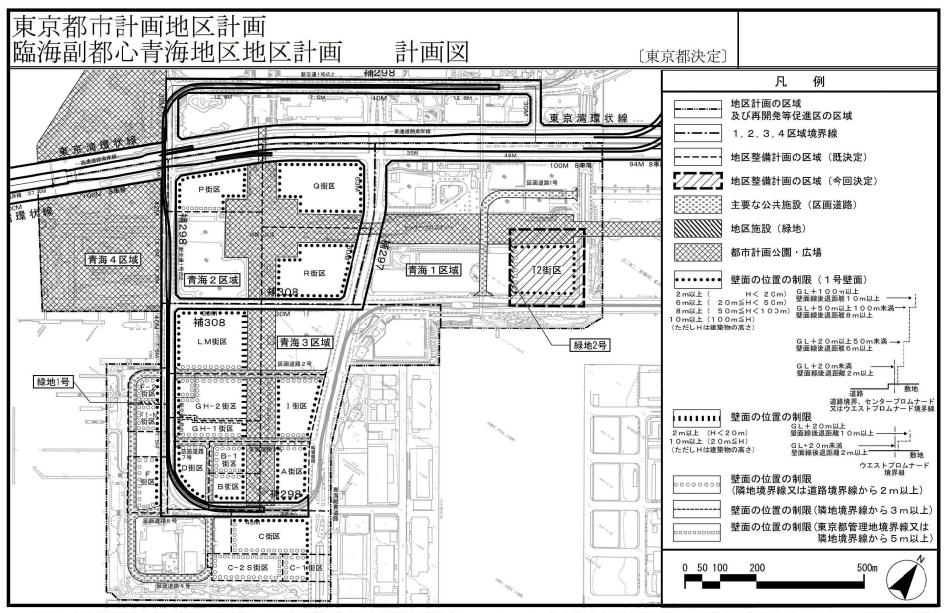
		集物の容積率 最高限度	_	<u>10分の30</u>		
		物の敷地面積 最 低 限 度	_	<u>1. 5 h a</u>		
	壁面	の位置の制限	_	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図 に示す壁面線を越えて建築してはならない。た だし、歩行者専用デッキの部分を除く。	新たな地 区整備計画 の策定に伴	
		集物等の高さ 最高限度	_	<u>110m</u> 建築物の高さは、A. P. からの高さによる。	う変更	
建築物		等の形態又は色 他の意匠の制限	_	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避けるなど周辺環境に配慮した 意匠とする。		
等	地区の	地区の名称 青海 2 区域 P街区		青海2区域P街区		
に 関 す	区分	地区の面積	約4.3 h a	約4.3ha		
9る事項1	建築物	次の各号に掲げる用途の建築物は建築しては 建築物等の用途の制限 2. 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの		次の各号に掲げる用途の建築物は <u>、</u> 建築してはならない。 2 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項に掲げるもの	建築基準法の一部改	
	地区の	地区の名称	青海2区域Q街区	青海2区域Q街区	正に伴う変	
	区分	地区の面積	約7.4ha	約7.4ha	更	
	建築物	等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 2.建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの		

	建築	地区の	地区の名称	青海2区域R街区	青海2区域R街区		
	物等に関する事項2	区分	地区の面積	約5.9ha	約5.9ha		
		建築物	等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築しては ならない。 2. 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は <u>、</u> 建築してはならない。 2 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項に掲げるもの		
地	建築	地区の	地区の名称	青海3区域B-1街区	青海3区域B-1街区		
区	物等に関する事項3	区分	地区の面積	約1.2ha	約1.2 h a		
整備計画		建築物	等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 2.建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は <u>、</u> 建築してはならない。 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの		
	建築	地区の	地区の名称	青海3区域F1-N街区	青海3区域F1—N街区		
	物等	区分	地区の面積	約0.8ha	約0.8ha		
	に関する事項 5	建築物	等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築しては ならない。 2. 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は <u>、</u> 建築してはならない。 2 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項に掲げるもの		

正に伴う変更

建築基準 法の一部改

1			T	T	T	1
地 区 整 備 計 画	建築	1	地区の名称	青海3区域F-2街区	青海3区域F-2街区	
	物等	区分	地区の面積	約1.0ha	約1.0ha	
	*に関する事項		勿等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築しては ならない。 2. 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの	建築基準 法の一部改 正に伴う変 更
	築	1	地区の名称	青海3区域 I 街区	青海3区域I街区	
	190	区分	地区の面積	約2.9ha	約2.9ha	
		建築华	勿等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築しては ならない。 2.建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの	次の各号に掲げる用途の建築物は <u>、</u> 建築してはならない。 2 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項に掲げるもの	



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第504号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)3都市基街都第180号、令和3年9月2日